

### 化政・天保期における江戸周辺農村の構造と 村財政：武蔵国足立郡大門宿の場合

IKEDA, Noboru / 池田, 昇

---

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

31

(開始ページ / Start Page)

61

(終了ページ / End Page)

78

(発行年 / Year)

1979-03-23

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00011693>

# 化政・天保期における江戸周辺農村の構造と村財政

—— 武蔵国足立郡大門宿の場合 ——

池田昇

## はじめに

戦後の村入用（村財政）についての研究は、児玉幸多氏の業績を先駆とし、その後、仲見秀雄氏・正田健一郎氏・伊藤好一氏・佐々木陽一郎氏・上杉允彦氏・菅野貞男氏などの成果をあげることができ、これらの研究は主として村入用の費目分類、年貢高と比較した村入用の割合（村入用の量の多少による農民負担の軽重）、村入用の運用面における問題を論じている。

これとは別に、伊藤好一氏・菅原憲二氏の研究がある。前者は村役の貨幣化による村入用の成立を述べ、後者は村入用帳が成立する歴史的条件を考察し、一七世紀中葉にその法的条件を整えたと主張するのである。

また、村役人の入用不正をめぐって起こる村方騒動（農民闘争）を、取り上げたものとしては、大石慎三郎氏・金丸平八氏・伊藤好一氏の研究があるが、近年においては村入用帳の詳細な分析を行なったうえで、これと村方騒動との関連を追求したものと

して、福山昭氏・菅原憲二氏の業績をあげることができる。さらに、他の観点からは福山昭氏・須田茂氏の研究があり、これらは村財政に高利貸付資本や村独自の金融活動が充当されていたことを指摘している。

本稿では、これら先学の業績に導かれつつ、化政・天保期における武蔵国足立郡大門宿の構造を「宿入用・村入用」の分析を通して考察していくことにする。その場合、入用の時期的変遷、量の多少（負担の軽量）が農民に及ぼした影響に注目していきたい。なお、大門宿の場合は宿駅としての機能をも合わせ持つっており、本来ならばそのことをも含めて考察していかねばならないのであるが、それは後目を期すこととし、ここでは村の機能を中心にした考察をすすめていくことにする。

## 一、大門宿の構造

### (1) 概況

江戸周辺農村である武蔵国足立郡大門宿は、岩槻宿へ二里一

表(1) 大門宿田畑比率

天明8年7月

	反	別	田畑比率
田	47町	4反3畝15歩	25%
畑	142.	4. 3. 27	75
田畑合計	189.	8. 7. 12	100

(註) 会田家文書715号「武州足立郡大門宿村差出銘細帳」。  
小野文雄編『武蔵国村明細帳集成』に収録。

大門宿の耕地面積を田方と畑方とに分けて比率を示せば、表(1)のようになる。田方二五に對し畑方が七五となる。一般に武蔵国西部の畑作優位の農村に對して東部は田方が多いのであるが、大門宿の場合とはくに畑方が多いのが特徴的である。

ここでの産物をみると「一、当宿前栽ものハ里芋・とふからし・せうが作申候、尤江戸神田、或ハ千住河原町ニ而売申候」とある。また、天保一

丁、鳩ヶ谷宿へ一里二五丁の距離にあり「日光御成道」の宿駅でもあり、江戸へは六里一九丁の地に位置している。<sup>(21)</sup>  
村高は一三三七七斗三升五合であり一村が幕領であったが、ほかには三〇石の朱印地大興寺領が存在した。<sup>(22)</sup> 検地は宝曆十辰年に行なわれているが、「日光御成道宿村大概帳」にも、「宿高千三百三拾七石七斗三升五合宝曆十辰年検地高有之」(傍点筆者)とあって、村高は宝曆の検地(地押カ)のときのものである。<sup>(23)</sup>  
領主の変遷をみると、慶長二年は水野伊豆守光康の采地であり、正保の頃は阿部對馬守の領地となり、元禄一〇年には関東郡代伊奈半左衛門支配の幕領となっている。<sup>(24)</sup>以後、引き続き化政・天保期も幕領であった。<sup>(25)</sup>

表(2) 江戸での商売

持高(石・合)	肩書		罷出人名前	商売場所	備考
26.552	問屋主 問屋主 問屋主	荒太郎	父 久左衛門	八丁堀永嶋町	2111 男女男女 1人者
20.280		源左衛門	悖 源次郎	神田龍岡町地代(太物商ひ)	
0.549			亀次郎	日本橋万町	
地借(大興寺)			次郎	駒込町	

(註) 文政11年3月宗門人別帳から。

四年時に記載された「日光御成道宿村大概帳」の「大門宿」岩槻宿迄往還通問の村々雑之部」にも、「一、五穀之外時々野菜を作る、并此辺南部領にて長いも・つくねいも等を作り江戸江売出候由」とあり、これによって大門宿およびその周辺農村の農民が江戸との関係を緊密にしなが、商品作物の生産・販売にたずさわっていたことを理解することができる。

そこで、文政一一年三月の宗門人別帳の記載をみると(表(2)参照)、大門宿の農民は持高の多少にかかわらず、八丁堀・神田・日本橋・駒込へ出て商売を営んでいたことがわかる。

さらに、明治初年時の大門宿の物産を示すと、表(3)のようになる。これは明治八年の調査にもとづく「武蔵国郡村誌」によって作成したが、そこに示された物産名および数量は、幕末期の状態とはほぼ同様と考えてよいであろう。

表(3) 大門宿物産表 明治初年

物産名	生産高	この内 輸出(販売)	貢 租	物産名	生産高	この内 輸出(販売)	
米	840石	292石5斗	172石6斗2合	蕎 麦	30石	1000反	
大麦	480石	120石		白木綿	1500反		
小麦	195石	50石		綿 縞	750反		
大豆	140石			清 酒			130石
小豆	30石			醬 油			500石
粟	50石						

(註) 『武蔵国郡村誌』により作成。他に、金279円75銭6厘が貢租。

この調査は完全なものではなく、村によっては調査浅れの物産もあった。生産高は米穀を除いて、その多くが出荷高にほぼ等しく、商品として流通していたのである。米穀類もその多くは余剰部分を出荷していた。<sup>(31)</sup>したがって、表(3)をみて明らかのように、幕末・明治初年において、大門宿では米・麦などの穀類と木綿の生産が行なわれており、これらの多くが商品として販売されていたのである。ここには、長いも・つくねいも等そのほかのものが記されていないが、前述のようにこれらの産物も当然、生産されていたと思われる。

近世中期以降、江戸周辺農村の農民は、江戸の需要に応じて商品生産を進めていったが、化政期にはそれがいっせいに開花する。<sup>(32)</sup>化政・天保期における大門宿も、明治初年にわたって商品生産・流通がすすみ、江戸との結びつきが強かったといえるのである。

化政・天保期における江戸周辺農村の構造と村財政(池田)

## (2) 人口と農民構成

大門宿の戸数・人口を掲げると表(4)のとおりである。戸数は天明八年に一八〇軒であったが、文化元年には一六六軒と減少している。しかし、以後、漸次増加しており、文化五年に一七〇軒、天保三年に一七五軒、天保一四年は一八〇軒、明治初年では一九三軒となっている。これと平行して地借の戸数も増し続けており、全体に対するその割合は、二三% (文化元年) から一七% (天保三年) へと伸びているのである。人口をみても常に増加しており、幕末・明治期へと至っているのである。ただ、減少しているのは大門宿への入奉公人だけであった。<sup>(33)</sup>

そこで、化政・天保期以降の江戸周辺農村の戸数・人口を検討すると、武蔵国埼玉郡越ヶ谷周辺村々では、とくに天保期に戸数の減少した村が多くみられるが、全体的にみると漸増傾向にあった。<sup>(34)</sup>

多摩郡山口領蔵敷村では、人口が文化末年には最低の状態となり天保期に増加していくものの、その末年には再び減少している。以後、幕末は増加しているのである。戸数をみると安永期に五七軒あったものが、文政四年には五一軒に減少し、天保一一年まで五一、二軒台を上下している。その後は、増加の傾向にあった。こうした人口・戸数の推移のなかで、蔵敷村では潰百姓を出して<sup>(35)</sup>おり、文政期以降これが増加し毎年四軒から六軒をかぞえている。隣村の高木村では、天保五年に人口は一五四人であったが、天保一四年には一三九人と減少している。弘化三年以降幕末に増加の傾向を示すのである。<sup>(36)</sup>

表(4) 大門宿の戸数と人口

年代	戸数	内			地 借		内					入奉 公人	馬	
		地借	寺	寮	戸数-(寺+寮)		男	女	僧	道心	医師			
天明8年(1788)	180		5	6			725	375	337	3	9	1		27
文化元年(1804)	166	26 <sup>(4)</sup>	5	6	13%		747	385	353	5	4		18	
文化5年(1808)	170	22 <sup>(3)</sup>	5	6	14%		774	390	376	4	4		16	18
文化14年(1817)	170	25 <sup>(4)</sup>	5	6	16%		796	414	372	6	3	1	9	
文政11年(1828)	172	24 <sup>(4)</sup>	5	6	15%		819	433	382	4	0		13	26
天保3年(1832)	175	28 <sup>(5)</sup>	5	6	17%		833	443	388	2			11	22
天保14年(1843)	180						896	466	430					
明治初年	193		1(寺)	5(戸社)			959	483	476					

(註) ・宗門人別帳により作成。天明8年は、銘細帳。天保14年は『日光御成道宿村大帳帳』(児玉幸多校訂『近世交通史料集』六)。明治初年は『武蔵国郡村誌』による。

・人別帳の数値は筆者の算定によつた。

・文化14年・文政11年・天保3年の地借は、それぞれ1名・2名・1名の店借を含む。( )内は持高のある地借。

・入奉公人は村名が明記されたものの数であり、明記されていないものは大門宿の人口とみなした。

また、武蔵国世田谷領諸村では、人口が寛政・文化期に激減して最低値を示し、この最低の横ばい状況が天保一三年まで続き、嘉永・安政期以降、徐々に増加していくのである。家数は宝暦期にピークがあり、以降若干の減少ないし横ばい状況が続き、幕末・明治期に至っている<sup>(37)</sup>。このようななかで、世田谷領上野毛村では化政期前後に潰百姓が発生している<sup>(38)</sup>のである。

このように、江戸周辺農村は幕末に戸数・人口が増加しているが、その以前の化政・天保期には、埼玉郡越ヶ谷周辺における戸数漸増(ただし、天保期には減少した村が多い)を例外として、おおむね戸数・人口が減少しており、潰百姓が発生している<sup>(39)</sup>のである。こうした現象は必ずしも周辺農村の疲弊や荒廃にそのままつながらないようであるが、ここで大門宿の場合を考えると、化政期から幕末・明治に至るまで戸数・人口が漸次増加しており、このことを基準にするならば、大門宿は繁栄の状況にあったといつてよいであろう。

つぎに、大門宿の階層構成をみていくため表(5)を掲げる。一応、ここでは上層農を一五石以上、中層農を三石以上一五石未満、下層農を三石未満とすることにしたい。

表(5)をみてわかるように、化政・天保期における大門宿は、ほぼ農民層の分解が終わっていたといつてよい。上層農はどの時期も一〇%前後であつて変化をみない。しかし、中層農は七石一五石層にはば変わりをみないものの、三石一七石層に変動がみとめられる(二四・一%→一三・六%)。下層農は一石一三石層にも(一五・八%→二〇・七%)、一石未満層にも(三二・三

表(5) 大門宿階層構成

	文化元年(1804)		文化5年(1808)		文政11年(1828)		天保3年(1832)		
	戸数	比率	戸数	比率	戸数	比率	戸数	比率	
石 石	戸	%	戸	%	戸	%	戸	%	上層
60 ~ 65					2○△		2○△		
55 ~ 60									
50 ~ 55	2△	3.8	1	1.9	1	3.0	1	3.0	
45 ~ 50	2△△		1△				1○		
40 ~ 45	2○△		1△		1○				
35 ~ 40					1		1		
30 ~ 35	2▲		2▲		2△		2△		農
25 ~ 30	2×	8.2	3○△×	8.0	5○▲	7.3	4○	6.5	
20 ~ 25	1		2		3○		3		
15 ~ 20	8○▲		6○○▲		2		2		
10 ~ 15	15○▲▲	15.8	12▲▲	17.3	11▲▲	17.0	12△▲	17.7	
7 ~ 10	10△		16△		17△		18△		中層農
5 ~ 7	15△	24.1	15△	21.6	12	15.7	10	13.6	
3 ~ 5	23		20		14△		13△		
2 ~ 3	10	15.8	11	16.0	11	18.8	15▲	20.7	下層農
1 ~ 2	15		15		20		20		
0 ~ 1	30		31		36		34		
地借	20	32.3	22	35.2	24	38.2	28	38.5	
無高・不明	1		4		3		3		
	158	100	162	100	165	100	169	100	

(註) ・宗門人別帳により作成。○{名主  
問屋} △年寄 ▲百姓代 ×定割元役

・地借であり、かつ持高のある者(表4参照)を、それぞれ個別なものとして扱ったので、合計戸数は実際よりいくらか多い。

・平左衛門は60石のうち外高30石を含む。平右衛門は53石のうち11石預高。

％→三八・五％)変化がみられる。したがって、詳細にみれば、中層農が没落し、下層農が増加しているものであり、地借と一石未満層の全体に占める割合が高かったのである。

武蔵国埼玉郡・足立郡農村では、江戸を市場にして、生鮮野菜を中心とした農業生産を発展させていたが、これにうらづけられて天保期・幕末に農民の階層分化が進行したといわれる。<sup>(40)</sup>大門宿の場合も江戸との商品生産・流通の関係をすすめていたことは事実である。しかし、化政・天保期以前から農民層の分解がすすんでいたと思われるのである。

### (3) 農間渡世

大門宿の農間渡世について詳しく記されたものは、文政一〇年六月の「御取締御改革ニ付商売向改」<sup>(41)</sup>である。

農間渡世を営むものは全体で六〇％であった。大門宿周辺の文政期における農間渡世者の比率は二七％であり、一般に純粋農村では二〇％ほどが農間渡世を営んでいた<sup>(42)</sup>のであるから、大門宿の場合には非常に高い数値であったといえる。街道沿いの宿村は農間渡世に従事する者の比率が高いといわれるが、大門宿は「日光御成道」の宿場であり、そのため、このような高い比率になるといってよい。

持高別に比率をみていくと、三五石〜六五石層が一〇〇％、三石〜五石層が七九％、〇石〜一石層が六八％、地借が八三％、無高が一〇〇％となり、これらは全体の平均をうわまわっている。さらに二石〜三石層が五六％、一石〜二石層が五三％といずれも六〇％にちかく、農間商(渡世)は上層クラスと下層クラスに多

かったということができる。

商売を営む者は九六軒をかぞえるが、一軒でいくつもの商売を兼業する者が多く、それらを延べにしてみると一六一軒にもなる。さらに業種別にみていくと、質屋、米穀売買・白米小売、肥料・農間灰、居酒・酒升売、湯屋、呉服・太物などの商売は、下層農によっても営まれているが、たいがい、上層農であり且つ多くの宿村役人によって営まれている。

これに対し、菓子類、小間物・あら物、金物・鉄物、八百屋・青物、塩肴、煮売などは下層を中心にして営まれている。持高が少ないかあるいは皆無であるので、これらの余業(商売)は「街道村の零細小作農の生計補充の意味をもっていた」<sup>(45)</sup>と解釈できる。街道沿いであるため、これらの余業が多かったといえるのである。

駄賃・駄賃附は宿場の仕事の特徴をなすが、他に経師屋・大工・桶屋、やね屋、石屋、傘・挑灯それに袖・木挽などの職人も、ほぼ下層によって構成されていた。

以上のように大門宿では広汎に農間渡世が展開されていたのである。

## 二、年貢と宿入用・村入用の変遷

### (1) 年貢高

寛永二〇年から天保三年までの大門宿の年貢高を示すと表(6)のようになる。村高には変動があり、正保頃が八九七石四斗五升八合(『武蔵田園簿』)、年貢割付状および年貢皆済目録によれば、

表(6) 大門宿年貢高

年 代	米 石斗升合	永 貫 文	出 典
寛永20年(1643)	250.185	47.486	{年貢割付状 (会田家文書 3554号)
元禄5年(1692)	323.947	77.588	{年貢割付状 (『会田落穂集』)
6年(1693)	330.017	77.581	{年貢割付状 (会田家文書 5005号)
7年(1694)	270.230	77.588	{年貢割付状 (『会田落穂集』)
13年(1700)	246.500	62.741	〃
宝永元年(1704)	144.520	68.474	〃
2年(1705)	174.152	73.762	〃
4年(1707)	48.509	70.490	〃
6年(1709)	103.442	73.757	〃
正徳3年(1713)	162.078	75.184	〃
4年(1714)	135.489	74.701	〃
享保元年(1716)	121.291	93.264	〃
3年(1718)	117.432	88.315	〃
6年(1721)	103.164	83.511	〃
7年(1722)	168.792	83.511	〃
元文元年(1736)	86.408	69.188	〃
寛保元年(1741)	170.225	80.338	〃
寛延2年(1749)	237.267	97.561	{年貢皆済目録 (『会田落穂集』)
3年(1750)	237.985	93.180	〃
享和3年(1803)	153.832		{年貢米勘定帳 (会田家文書 1543号)
文化10年(1813)	153.864	99.524	{田方勘定帳・畑方勘定帳 (会田家文書 498・501号)
文政元年(1818)	151.964		{年貢米割合帳 (会田家文書 962号)
10年(1827)	156.052		{年貢米割合帳 (会田家文書 634号)
天保3年(1832)	154.586		{年貢米割合帳 (会田家文書 957号)

(註) ※印を付した年の数値は筆者の計算によるもの。宝永4年の場合、米年貢の史料数値は66石101合であり、かけはなれすぎりようである。

表(7) 文化十一年「宿入用・村入用取調帳」(大門宿)

費目	宿入用	村入用	合	費目	宿入用	村入用	合
ろ う そ く 御用宿・御休	3.916 12.000	4.388 7.400	8.308 19.400	行例(列カ) 勘定奉行江罷出候 雜用小遣		14.270 すべて下組 村入用	14.270 8.600
雑用代	29.119	14.864	43.983	下組二ツ割値	41.531	41.049	
出役	5.132	4.100	9.232	半紙	1.248	2.450	宿入用・村入用、 下組へ斗懸る分 (下組「定例」分)
飛脚	3.416	1.504	4.920	半切	0.148	0.300	
合力宿	2.464		2.464	鼠半切	0.300	0.372	
用水懸り		9.741	9.741	にしの内	0.232	0.184	
明俵・繩		2.264	2.264	みの紙		0.248	
杭 箒		1.808	1.808	筆 墨 代	0.500	0.700	
諸勸化并合力		3.100	3.100	炭	0.700	0.700	
伝右川藤刈願入用		1.200	1.200	薪 油 代	1.000		
鉤 留 札		0.248	0.248	敷 蕨	0.348		
榜 示 杭	0.700		0.700	御用挑灯	0.648	0.948	
宿駕・小ふとん	2.100		2.100	小田原挑灯	0.500		
出会橋(修復)	12.357		12.357	「定例分」合計	5.632	5.912	
御法会御用	11.850		11.850	下組入用合	47.163 (47.151)	46.961 (46.945)	

(註) ※印は「朱」で「村」とあるが「宿」入用である。( )内は筆者の計算による数値。

元禄五年は九八〇石五斗九升七合であり、以後、寛延期までは同じであったといえるが、宝暦一〇年からは一一三七石七斗三升五合となっている。

享和期以降の年貢高については、畑方をほとんど明らかにすることはできない。しかし、この頃の大門宿の年貢徴収法は定免取であり、文化二丑年改の「未々辰迄拾ヶ年定免反取帳」が残存しており、「未」年を寛政一一年、「辰」年を文化五年とすることができ、文化二年をはさんだ一〇ヶ年を想定することができる。これは下組分の年貢であり、田方年貢のみが記載されている。取米は六七石二升四合で、この斗立が七〇石八斗五升四合であるので、二倍すれば一四一石七斗八合となり、ほぼ享和期以降の一五〇石代にちかいかい。つまり、田方は定免取とみて差し支えないのである。とすれば、畑方も定免取であると考えてよいわけであり、文化一〇年の永九貫文ぐらいをこの頃の畑方年貢とみなしてよいであろう。

そこで、表(6)をみるに元禄期は村高が低かったとはいえず、全期間を通じて年貢高が最も高い時期であった。しかし、宝永期から正徳期を経て享保期の初めまでは年貢高が低下している。それ以降、享保七年からは年貢が増徴され、寛延期に大きく上昇している。<sup>(47)</sup>しかし、享和期から化政・天保期には再び年貢高が低下しほぼ一定した状態にあった。

表(8) 下組宿入用・村入用主費目

年代	ろ う そ く			御用宿・御休			雑 用 代			出 役			四 品 目 合 わ せ			他 入 用			事件ならびに臨時入用	宿入用 合 計	村入用 合 計	村入用 引 分	村入用 差引分	宿・村入用 合計負担額	合計負担額 年貢半分	
	宿入用	村入用	合	宿入用	村入用	合	宿入用	村入用	合	宿入用	村入用	合	宿入用	村入用	合	宿入用	村入用	合								
文化5年(1808)	貫文 4.932	6.356	11.288	6.348	5.084	11.432	1.500	4,224	5.724	—	3,024	3,024	12.780	18.688	31.468	11.402	50.047	61.449			24.182	68.735	13.671	55.064	79.246	
6年(1809)	6.448	4.412	10.860	4.048	8.372	12.420	1.184	9,618	10.802	—	3,264	3,264	11.680	25.666	37.346	15.159	23.632	38.791	8.042	土物一件	26.839	57.340	23.833	33.507	60.346	
7年(1810)	4.156	6.036	10.192	300	9.800	10.100	1.132	5,580	6.712	100	1,480	1,580	5.688	22.896	28.584	8.074	19.327	27.401	2.884	土物一件	13.762	45.107	23.057	22.050	35.812	
10年(1813)	2.228	4.008	6,236	3,324	3,200	6,524	6,212	10,760	16,972	1,840	2,164	4,004	13,604	20,132	33,736	9,336	26,158	35,494			22,940	46,290	24,091	22,199	45,139	4.9%
11年(1814)	1,956	2,192	4,148	6,000	3,700	9,700	14,557	7,432	21,989	2,564	2,048	4,612	25,077	15,372	40,449	22,066	31,563	53,629			47,143	46,935	32,530	14,405	61,548	
14年(1817)	1,424	2,824	4,248	1,550	1,400	2,950	4,335	5,364	9,699	250	800	1,050	7,559	10,388	17,947	21,454	19,954	41,408			29,013	30,342	22,100	8,242	37,255	
文政元年(1818)	1,636	2,724	4,360	3,300	3,624	6,924	2,412	9,100	11,512	364	1,300	1,664	7,712	16,748	24,460	7,768	20,953	28,721			15,480	37,701	25,358	12,343	27,823	3.7%
2年(1819)	3,950	2,668	6,618	2,300	3,872	6,172	1,818	11,833	13,651	800	1,150	1,950	8,868	19,523	28,391	9,246	21,872	31,118	㊦ 61.661 ㊧ 6.966	御門主御泊入用 土井大炊頭通行	63.455	41.395	26.785	14.610	78.065	
3年(1820)	2,800	3,840	6,640	3,548	6,148	9,696	1,448	8,310	9,758	348	1,864	2,212	8,144	20,162	28,306	7,604	20,006	27,610			15,748	40,168	21,039	19,129	34,877	
4年(1821)	4,924	8,240	13,164	3,824	6,824	10,648	6,162	9,106	15,268	900	3,350	4,250	15,810	27,520	43,330	7,694	39,454	47,148	㊦ 20.284 ㊧ 13.828	杭箒 宿場改	37.332	87.258	21,534	65,724	103,056	
5年(1822)	4,008	5,638	9,646	3,450	4,850	8,300	1,790	8,927	10,717	532	1,940	2,472	9,780	21,355	31,135	6,748	29,032	35,780	㊦ 6.489	伝馬差村免除願,㊧17,000水防	23.017	67.387	32,078	35,309	58,326	
6年(1823)	4,916	4,908	9,824	9,800	5,472	15,272	10,791	6,158	16,949	5,314	2,744	8,058	30,821	19,282	50,103	22,697	18,461	41,158	㊦ 60.811 ㊧ 6.440 ㊨ 18.902	水防 五ヶ村堤御善請願入用 日光御参詣入用	68.517	104,994	21,133	83,861	152,378	文政6
7年(1824)	37,667	4,672	42,339	52,624	14,372	66,996	24,981	7,695	32,676	6,476	2,104	8,580	121,748	28,843	150,591	84,276	36,532	120,808	㊦ 39.830 ㊧ 6.500 ㊨ 35.177	水防 五ヶ村堤御善請願入用 人馬継立差支一件	241.201	111,705	38,192	73,513	314,714	文政7
10年(1827)	4,008	3,500	7,508	4,600	4,500	9,100	4,335	5,364	9,699	1,700	1,700	3,400	14,643	15,064	29,707	17,820	18,010	35,830	㊦ 90.301	御門主様通行ニ付	56.332	33,074	—	—	89,406	
11年(1828)	2,288	4,008	6,296	5,000	6,924	11,924	3,487	11,159	14,646	1,464	3,916	5,380	12,239	26,007	38,246	15,435	33,940	49,375			27,674	59,947	26,254	33,693	61,367	
12年(1829)	2,500	7,004	9,504	5,600	8,200	13,800	5,751	11,487	17,238	1,250	9,356	10,606	15,101	36,047	51,148	19,299	23,542	42,841			34,400	59,589	39,115	20,474	54,874	
天保元年(1830) (文政13年)	5,080	21,860	26,940	4,124	13,150	17,274	1,410	7,235	8,645	2,650	2,712	5,362	13,264	44,957	58,221	19,067	30,868	49,935	㊦ 88.692 ㊧ 44.528 ㊨ 40.334	連落一件 備前堤小段築立 綾瀬川浚切上入用	32.331	249,379	91,844	157,535	189,866	天保元
4年(1833)	4,529	20,000	24,529	8,424	13,400	21,824	5,855	7,636	13,491	8,179	23,518	31,697	26,987	64,554	91,541	28,183	33,885	62,068	㊦ 116.885	備前堤築立出入一件	55.170	215,324	23,748	191,576	246,746	

〔註〕 ●文政3年・同10年・天保4年は宿入用書上帳と村入用書上帳、文政5年・同12年・天保2年は書上帳と宿村入用取調帳、天保元年は書上帳と宿村入用改帳、他は宿村入用取調帳により作成。

●合計数値は筆者の計算による。

●「土物一件」は村入用分とみなした。

●宿入用合計のうち、文政2年「御門主被下金」10貫396文・「鳩ヶ谷宿より」10貫350文、文政6年「郷藏敷地代など問屋場家賃改入銭引」3貫903文、文政10年の宿入用引分(本来、村入用引分となるもの)66貫432文は、はじめから差し引いた。

## (2) 宿入用・村入用

## (I)

大門宿における入用の変遷をみていくことにするが、まず一例として文化一一年の入用を費目ごとに整理して掲げると表(7)のようになる。ここは宿駅でもある関係からか、入用取調帳は宿入用と村入用を同時に記している。各費目が列挙されており、それぞれが宿入用、村入用のいずれであるか、一応区別できるように記されている。はじめに大門宿全体の入用が費目ごとに記され、それらの合計が上組と下組とで等分割(二ツ割)されている。さらに下組だけにかかった入用分つまり「定例」分が記されており、これら二つが合計されて示されている。したがって、上組の宿入用・村入用の合計と大門宿全体の合計を知ることはいかならない。

そこで、下組のみの宿村入用をみたのが表(8)である。宿入用には「引分」というものはないが、村入用には引分があり、表(7)の「下組入用合」の欄から差し引きされたものが実際に農民の負担する入用額であり、それは高割にもとづいていた。

「宿入用合計」と「村入用差引分」を合わせた「宿・村入用合計負担額」をみて、八〇貫文以上を注目するとき、文化期から文政初期にはそれが見当らない。ただし、ここで注意しておかねばならないのは文政二年であり、「御門主御泊」のときの入用額が大きい点である。しかし、この場合には「御門主被下金」一〇貫三九六文・「鳩ヶ谷宿より」一〇貫三五〇文などが宿入用からあらかじめ差し引かれており、それほど高額にはなっていないので

化政・天保期における江戸周辺農村の構造と村財政(池田)

ある。ところが、文政期も半ばになると天保期にかけて、一〇〇貫文以上となる場合が多く、甚しきは三〇〇貫文を超している時もある。

このように、文化期は文政期よりも入用負担額が比較的少なく済んでいたが、文政・天保期には入用が増大しているのである。

## (II)

つぎに、その要因を考察していきたい。再び表(8)をみると「事件ならびに臨時入用」に着目する必要がある。

文化期の「土物一件」は、その入用も少なく、その年の宿村入用合計負担額も少ない。しかし、文政四年の「宿場改」一三貫八二八文、文政五年の「伝馬差村免除額」六貫四八九文、文政七年の「人馬継立差支一件」三五貫一七七文、これらは宿入用であり入用増大の直接の原因となっている。

さらに文政六年・七年の「五ヶ村堤御普請願入用」六貫四四〇文・六貫五〇〇文、天保元年の「備前堤小段築立」四四貫五二八文、天保四年の「備前堤築立出入一件」一六貫八八五文などの村入用があげられる。そればかりではなく、天保元年には「連落一件」・「綾瀬川浚切上入用」があり、それぞれ八八貫六九二文・四〇貫三三四文の村入用を要しており、負担を重くしていたのである。

そして、事件に付随して負担したと思われる、ろうそく、御用宿・御休、雑用代、出役の費用なども、おのずから多くなっている。(49)四品目を合わせてみた場合、文政期半ばから天保期には、五〇貫文を超える時期が多いのである。

表(9)

年代	用水懸り 水夫文 賃	薬列入用	坑戸開・ 堰入用	杭 符	明使・繩	合 計	宿村入 合 入 用 計
文化5年(1808)	④ 3.262	④ 1.448	④	④ 2.430	④ 5.180	12.320	92.917
文化6年(1809)	3.126	148		1.406	1.390	6.070	84.179
文化10年(1813)	8.707	600		2.095	3.188	14.590	69.230
文政5年(1822)	3.712	900	116	3.001	2.008	9.737	90.404
文政12年(1829)	5.112	1.000	116	1.850	3.280	11.358	93.989
天保4年(1833)	7.648	4.847	11.083	1.648		25.226	270.494

(註)・文化5年～文政12年は宿村入用取調帳、文政5年～天保4年は宿村入用書上帳と村入用書上帳により作成。

・④は村入用を示す。

他には村入用として「水防」費があり、文政五年・六年・七年にはそれぞれ一七貫・六〇貫八一文・三九貫八三〇文を要しているが、これらは特に負担額の多かった年のものである。

村内のみ(下組)の平常の水利・治水費用と思われるものを掲げれば、表(9)のようになる。時期間隔をあけて示した。各項目にはさほど大きな変化はみとめられない。これらを合計して宿村入用合計(「引分」を含んでおり、農民の実際の負担額ではない)と比較してみても、それほどウエイトを占めているとはいえない。

これまで述べてきた事件は、その発生にともな

い多大な入用を必要とした。水利・治水つまり川除普請等の土木費は、助郷負担(農民には非常な過重)<sup>(50)</sup>のほかに、村の財政上に大きな影響を与えたもの一つであった。領主の負担すべき御普請分の農民への転嫁は、結果的には年貢増徴と同じ効果をもち、それはまた農民負担を増大させていたが、大門宿ではこれらの諸負担が農民にどのように作用していたであろうか。

## (III)

表(10)は宿・村入用を年貢高と比較したものである。大門宿の年貢高は享和期から化政・天保期にかけて低下し、だいたい田方が一五〇石代、畑方が永九九貫文ほどであった。畑方については文化一〇年が判明するのみである。しかし、田方年貢が一定しており、当時は定免取であったので、畑方を常に文化一〇年の永九九貫五二四文とみなし、熊谷付近のものと思われる米相場が文化一〇年と文政元年とに見い出すことができるので、つぎのような(表)となった。

米年貢・永年貢をそれぞれ銭に換算しA・B両者を合算したものがCである。Dは目やすとして、上・下両組入用+下組「定例」分×2、この方法によってもとめた。下組分年貢は $C/2$ つまりEであり、Fは表(8)の宿村入用合計負担額から転載した。

これによると、 $D/C$ が年貢に占める大門宿全体の入用額(負担額ではない)の割合となり、文化一〇年が七・六%、文政元年が七・〇%となる。 $F/E$ は下組の宿村入用合計負担額が年貢に対して占める割合であり、それぞれが四・九%、三・七%となる。<sup>(52)</sup>

このような村入用の占める割合については、児玉幸多氏が信濃

国佐久郡原村において、最低が一・六三%、最高が八一・六九%で、だいたい三〇%<sup>(53)</sup>と八〇%、上杉允彦氏は正徳と文政期が三〇%弱で、幕末に至ると金額面で約一〇倍近くに増加するとし、佐々木陽一郎氏は安政期に小作料との比較で三五・四二%、下田の予想收穫量との比較で二六・一三%あるいは明治初年の全農業生産物価額との比較では一五%または六・三%にしすぎないとする<sup>(55)</sup>。また、福山昭氏は嘉永三年の七・五%をあげている<sup>(56)</sup>。

これら諸氏の算出方法と筆者の場合とはいくらか違いもあるが、大門宿の比率は他地域と比較してかなり低いといつてよい。そこで、文化一〇年・文政元年の数値のうち下組宿村入用合計負担額を表(8)の右端に併記してみたが、このときの入用負担額はかなり低いかあるいは最低を示す時期である。とすれば、負担額の高い時期ではこの数値はあてはまらないことになり、年貢に對してさらに高い比率が予測される。

この時期の年貢は一定していたので、文化一〇年の米年貢一五三石八斗六升四合、畑方年貢永九貫五二四文を用い、米相場は文政元年よりも高い額である文化一〇年の一兩につき九斗五升、銭相場は一兩につき七貫文、これらによって他の時期をも便宜上換算することが許されるならば、負担額の高い文政六年の一五二貫三七八文は一六・七%となり、さらに高額の天保四年の二四六貫七四六文は二七・〇%となる。すなわち大門宿の場合、宿村入用の実際負担額(総量ではない)が高くなる文政・天保期は、年貢量に対する割合も決して低いとはいえないかったのである。

以上のように、大門宿では年貢収奪の大きかった寛延期と比較

化政・天保期における江戸周辺農村の構造と村財政(池田)

表(10)

	A			B		
	米年貢	金換算	銭換算	永年貢	金換算	銭換算
文化10年(1813)	石合 153.864	兩 161.962	貫文 1133.734	貫文 永 99.524	兩 99.524	貫文 696.668
文政元年(1818)	151.964	116.895	818.265	//	99.524	696.668

  

C 銭換算 A+B	D 宿入用・村入用合計	D/C	E	F	F/E	備考	
			年貢分 C/2	下組宿・村入用合計負担額		米相場	銭相場
貫文 1830.402	貫文 138.668	7.6%	貫文 915.201	貫文 45.139	4.9%	1兩に9斗5升	1兩に7貫
1514.933	106.394	7.0%	757.467	27.823	3.7%	1兩に1石3斗	//

(註)・米相場は、新井樂作「穀物相場覚え帳について」(『埼玉史談』第22巻4号)。銭相場は、「宿入用・村入用取調帳」(会田家文書439号)。  
・畑方(永)年貢は、文政元年の場合、文化10年をあてはめた。銭相場も同様である。

して、享和期以降化政・天保期は年貢高が低下し一定していた。農民の宿村入用負担額をみると、文化期はかなり低いのであるが、文政・天保期になると増大してくる。要因は種々多々の事件が発生してくる結果に依っているが、これらは多大な費用を必要としたからである。なかでも、水利・治水に関係したものが多く、それらは村(宿)内のみにとどまらず、村落相互間で負担する性格のものであった。<sup>(57)</sup>

三、年貢金・村入用の滞納

(1) 滞納状況

文化期の年貢金・村入用を概観していくと、まず同七年三月の未納改をあげることができる。これを文化五年の宗門人別帳の持高と照合すると表(11)のようになる。これは、大門宿の上組・下組両組の未納者を表わしているものと思われる。というのも、後述するように表(11)の場合はその出典(会田家文書一五七一号)によって両組と断定することができ、未納者も三二名をかぞえている。表(11)では出典(同文書六一八号)になんらそのような記載はみられないが、未納者は三二名であり(人名の異なる場合もある)、同数をかぞえているからである。また、「改」の時間的ズレがわずか一年であることにもよっている。

この時期の大門宿の村入用は「高割」であった。年貢金を納める者は「高」を所持する者であり、村入用も「高」に割り掛けられて負担されるのである。したがって、無高に未納者が存在することをまず疑問とせざるを得ない。<sup>(58)</sup>

表(11) 年貢金并村入用未納改

文化七年三月改

	A 未納者数		未納分幅	未納年幅	B 未納者数		皆済年幅
	石	石			B/A	%	
15 ~ 25	2		3貫706文 ~ 0貫140文	6 ~ 2	0	0	
7 ~ 15	5	2分	と1貫540文 ~ 0貫100文	6 ~ 1	3	60	0
3 ~ 7	8		2朱と1貫200文 ~ 0貫117文	4 ~ 1	5	63	1
1 ~ 3	7	2分2朱	と1貫355文 ~ 0貫70文	6 ~ 2	5	71	0 ~ 1
0 ~ 1	3		1貫723文 ~ 0貫289文	4 ~ 1	2	67	0
無高	2(1)		674文 ~ 51文	2	2(1)	100	0
持高不明	5	2分	と0貫900文 ~ 0貫170文	6 ~ 1	5	100	0 ~ 1
合計	32				22	69%	

(註)・会田家文書618号により作成。持高は文化5年宗門人別帳による。

・無高は人別帳に持高の記載のないもの。( )内は寺(朱印地ではない)。持高不明は人別帳との照合が不可能なもの。

さて、細かく検討していくと、持高の多い者にも少ない者にも未納者があり、この点に特徴があるといつてよいであろう。一五石以上～二五石未満の層に二名の未納者があり、七石～一五石層には五名、三石～七石層には八名が存在しており最多数を占めている。つぎに多いのが一石～三石層の七名である。概して、中堅クラスに未納者が多かったといえる。

全体で未納者は三二名であるが、これは文化五年の負担者総数に対して(表(5)参照)、

$$32 \div (163 - 22) \times 100 = 23\%$$

となり、 $\frac{1}{4}$ 以上にもあたっている。

また、未納の年数は各持高層にかかわらず、だいたい六年前から一年前までと比較的長いのである。そして、これを皆済した者は二二名で、未納者全体の六九%にあたっている。皆済した年は「改」のあった年(0で示した)かあるいはその翌年となっている<sup>(59)</sup>。しかし、なおも三一%の者が未納であった。

つぎに表(12)を検討したい。これは文化八年一月に行なわれた滞納改である。文化六巳年割元役上組誰々、下組誰々。文化七年年割元役上組誰々、下組誰々と記載があり、上組・下組兩組全体の「改」であることがわかり、文化六年・七年の二ヶ年にわたる村入用が対象となっている。

この場合も表(1)と同様に持高の多い者にも少ない者にも滞納者が存在する<sup>(60)</sup>。その数は三二名であり、これも文化五年の負担者総数に対して、二三%となり $\frac{1}{4}$ 以上の割合となっている。そして、このうち二四名、比率にして七五%の者が皆済しているのである。

化政・天保期における江戸周辺農村の構造と村財政(池田)

表(12) 巳年・午年村入用滞改

文化八未年十一月改

	A 滞者数	滞 分 幅	B 滞分皆 済者数	B A	備考： 印 場 合
石 15～26	2	5貫137文～2貫061文	2	100%	2
7～15	4	625文～87文	4	100	1
3～7	9	4貫743文～0貫200文	8	89	2
1～3	7	502文～3文	4	57	2
0～1	3	385文～179文	2	67	2
無 高 地 借	1 (1)	78文	0	0	0
	1	9貫006文	0	0	0
持高不明	5	979文～482文	4	80	2
合 計	32		24	75%	11

(註) ・会田家文書1571号により作成。持高は文化5年宗門人別帳による。  
・他は表(11)に同じ。

る。しかし、何年後に滞納分を支払ったかは判明しない<sup>(61)</sup>。文化期は年貢高が低下し一定しており、宿村入用の負担額が少なかったのであるが、同七年・八年には年貢金・村入用の未納者が全体の $\frac{1}{4}$ 以上もみられており、未納年数は六年前から一年前に

およんでいた。後には皆済もされるが、表四(年貢金と村入用)では三一%、表四(村入用)では二五%の者がなおも未納となっていたのである。すなわち、大門宿ではすでに文化期に年貢・村入用徴収機能が円滑に働いておらず、未納・皆済・未納という繰返の事態が予測されるようになっていたのである。

## (2) 未進改議定

そこで、大門宿ではこの時期に未進改議定をさかに行なっている。文化七年三月の「御年貢金不納村入目未進改帳」には、

## 覚

一、御年貢金納方之儀、年々残候者も有之又者丸不納之者も有之候得共、実々出来兼候趣申之、其年限り急度可相納答<sup>ニ</sup>御役所表御立替御皆済被下候、然ル処今以不相納申訳ケ無之間、来<sup>レ</sup>五月晦日まで無間違急度上納可仕候事、

一、村入用・宿入用之儀、年々未進又ハ丸未進之者も有之候得共、実々出来兼候趣申之相延、割元役・村役人<sup>ニ</sup>立替取引相済、入目帳印形仕

御役所<sup>ニ</sup>差出候得共、今以不相納申訳ケ無之間、追而取調割元役<sup>ヲ</sup>取立ニ相廻り候節、右不足立替之分無間違急度相済可申候事、

右之通違変致間敷候、若此上も差滞候ハ、被 仰立候共一言之儀無御座候、仍之銘々印形致置申候、以上、

文化七年三月

文 藏 印

(以下二七名略)

とあり、年貢金の年々不納分は五月晦日までに上納し、村入用・宿入用の年々未進分は、不足立替分を割元役に納めると取り決めている。

同年同月の「宿入用・村入用割合不足取極帳」では、

## 覚

一、去<sup>レ</sup>巳年宿入用・村入用之儀、御用多<sup>ニ</sup>同極月中取調行届

兼、此度両組立会取調候所、割合不足有之候得共差懸り候間、割元役・村役人<sup>ニ</sup>立替、夫々勘定取引御済被下、入目帳清帳印形仕候間、右不足立替之分追而割元役<sup>ヲ</sup>取立ニ相廻り候節、無遅滞可差出候、仍之銘々印形致置申候、以上、

大門宿

文化七年

(八八名略)

三月

名主 源左衛門 印

同 平左衛門 印

右之趣逸々致承知候、仍之銘々印形致置候、已上、

文化七年

り ん 印

三月

(以下六七名略)

宿入用・村入用に割合不足の者があり、これを割元役が立て替えたので、その分を差し出すと決定している。

文化八年五月にも「宿村入用未進改帳」を作成している。やはり、年々宿村入用を皆済しない者がおり、立替の分は割元役へ納めると二六名の者が約定している。

さらに、文化一〇年三月に「宿村入目議定」がみられ、宿村入

用の未進分を遅滞なく納めることを八八名の者が議定しているのである。

このように、文化七年から同一〇年にわたって頻繁に年貢金・宿村入用の未進改議定が作成されている。この以前、以後のものは不明であり、これらはたまたま、この時期に史料が残存したので、特徴的なものとして現われたと解釈することもできる。しかし、文化期には年貢金・村入用の滞納が頻繁であったことは事実であり、これを未進改議定の作成によって抑えようとしていたのである。ところが、それも数度にわたって抑えようとしていたのわかれていたといえる。そして、年貢高は低いが、宿村入用負担額の高い文政・天保期へむかっているのである。

## おわりに

以上にわたって大門宿の考察を行なってみた。これを要約するところのようになる。

近世中期以降、江戸周辺農村の農民は、江戸の需要に応じて商品生産を進めていったが、化政期にはそれがいっせいに開花する。大門宿の場合も化政・天保期から明治初年にわたって商品生産・流通がすすんでおり、江戸との結びつきが強かったといえる。

おおむね、化政・天保期における江戸周辺農村は戸数・人口が減少しており、潰百姓も発生していた。これに反して、大門宿では潰百姓の存在を明確にすることができないばかりでなく、戸数・人口が漸次増加しており、このことを基準とするならば、繁栄

化政・天保期における江戸周辺農村の構造と村財政（池田）

の状況にあったといつてよい。ただし、これらの増加は地借と一石未満の零細層によるものであり、他からの流入を考へることもできる。このような推移のなかで、化政・天保期における大門宿の農民層の分解をみると、それはほぼ終わっていたといつてよい。つまり、この以前にすでに分解がすすんでいたのである。

また、大門宿における農間渡世をみると、文政一〇年には全体の六〇%の者が余業に従事しており、その比率は非常に高かったといつてよい。上層農は質屋・米穀・肥料商・太物商などを営み、その多くは宿村役人であった。一方、下層農の営む余業は非常に多く多様にわたっており、それらは街道村の零細農民の生計補充をなしていたと思われる。

ところで、年貢ならびに宿入用・村入用の納入負担は、大門宿の農民にとつて過重になっていったといえる。年貢高は寛延期にピークがあり、享和期以降天保期には低下し一定していた。しかし、宿村入用負担額は文化期にはかなり低いものの、文政・天保期になると大きく増加してくる。要因は種々の事件が発生してくる結果によるが、結局、これらが多大の費用を必要としたのである。なかでも水利・治水に関係したものが多かったが、これらは村（宿）内のみならず、村落相互間で負担する性格のものであった。

このようなとき、大門宿では年貢高が低下し、宿村入用負担額の少ない文化期に、すでに年貢金・村入用の滞納者が全体の半以上もみられていた。未納分の年数も比較的長く、後には皆済もされるが、依然として未納者は多いのであり、その結果未納→皆済

↓未納という悪循環が予測されるようになった。これは年貢・村入用徴収機能が円滑に働いていなかったためである。

そこで、大門宿では文化七年から同一〇年にわたって頻繁に年貢金・宿村入用の未進改議定を作成し、未納を抑えようとしている。しかし、それも数度にわたっており、不徹底ぶりが現われていたといえよう。そして、さらに化政・天保期には年貢と宿村入用を合わせた負担が農民に過重になっていったのである。<sup>(66)</sup>

にもかかわらず、大門宿では戸数・人口が増加し衰頹の状況がみられなかったのは、大門宿が商品生産・流通によって江戸と強く結びついており、また、全体で六〇％という高い比率の農間渡世が営まれ、下層農民が幾多の余業によって生活の補充をなしていたからであろう。

## 註

- (1) 児玉幸多「近世に於ける村財政」(『史学雑誌』第六〇巻二号、『近世農村社会の研究』に収録)
- (2) 仲見秀雄「助郷役と村財政―勢州鈴鹿郡樺世村を中心として―」(『歴史教育』第四卷一二号)
- (3) 正田健一郎「近世村落における村入用―下総国葛飾郡三輪野山村について―」(『早稲田政治経済学雑誌』第一四六号・一四七号合併)
- (4) 伊藤好一「奈良橋村の村入用」(『大和町史研究』第三号)
- (5) 佐々木陽一郎「江戸近郊農村の農民負担に関する一考察―武蔵国葛飾郡東葛西領の場合―」(『三田学会雑誌』第五四卷一二号)
- (6) 上杉允彦「近世村落の自治と村入用」(『史観』第七五冊)
- (7) 菅野貞男「近世後期の村入用について―下総国葛飾郡藤原新田の場合―」(『千葉県の歴史』第一三三号)
- (8) ただし、上杉允彦氏は村入用の運用をめぐる、諸氏の考えとは異なり、村が自治を有していた点を強調されている。
- (9) 伊藤好一「村役変質の意義」(木村礎編『封建村落』第三章)
- (10) 菅原憲二「村入用帳の成立―近世村入用の研究・序説―」(京都大学近世史研究会編『論集 近世史研究』)
- (11) この点については上杉允彦、前掲論文による批判がある。
- (12) 大石慎三郎「寄生地主制形成期における農民闘争」(『封建的土地所有の解体過程』)、同『亭保改革の経済政策』
- (13) 金丸平八「夫銭出入一件―武蔵国葛飾郡藤塚村―」(『三田学会雑誌』第四七卷三号)
- (14) 伊藤好一「後カ谷村の村入用」(『大和町史研究』第四号)
- (15) 福山昭「近世後期畿内村落の村財政」(『ヒストリア』第五七号、『近世農村金融の構造』に収録)
- (16) 菅原憲二「近世村落の構造変化と村方騒動―泉州日根郡自然田村の場合―」(『ヒストリア』第六一、二号、第六二号)
- (17) 早い時期には、丸山雍成「宿財政と村政」(『日本歴史』第一四六号)があり、村入用だけでなく宿入用をもに分析して、騒動との関連を述べている。
- (18) 福山昭「近世後期村財政と高利貸付資本」(『大阪府立大

- (19) 学歴史研究』第一四号、『近世農村金融の構造』に収録)  
須田茂「近世後期田安領における村財政—下総国殖生郡幡谷村・西和泉村を中心に—」(『成田市史研究』第三号)、この論文は村入用徴収方法をめぐる村方出入についても述べている。
- (20) 「日光御成道宿村大概帳」(児玉幸多校訂『近世交通史料集』六)によれば、本陣一軒、脇本陣一軒、旅籠屋六軒、人馬継問屋場一ヶ所、問屋・名主兼帯の者三名、宿建人馬は二五人・二五疋でうち五人・五疋が囲人馬であった。
- (21) 児玉幸多校訂『前掲書』六。会田家文書七一五号、天明八年七月「武州足立郡大門宿村差出銘細帳」(小野文雄編『武蔵国村明細帳集成』に収録)  
註(20)に同じ。
- (22) 註(20)に同じ。
- (23) 会田家文書七一五号、明細帳。以下、会田家文書は整理番号のみを記すことにする。
- (24) 児玉幸多校訂『前掲書』六
- (25) この以前には『新編武蔵風土記稿』巻百四十四、足立郡之十によると、寛永期に検地のあったことが記されている。
- (26) 『同右書』、『武蔵田園簿』九一頁
- (27) 『会田落穂集』(埼玉県史料 第四集)五三頁〜五四頁。  
他には一〇九一号
- (28) 註(25)に同じ。児玉幸多校訂『前掲書』六
- (29) 七一五号、天明八年七月、銘細帳
- (30) 児玉幸多校訂『前掲書』六
- (31) 『越谷市史』一、通史上、七一五頁
- (32) 伊藤好一「江戸周辺農村における天保期の窮民層」(北島正元編『幕藩制国家解体過程の研究』七六頁以下)  
これらの奉公人は作奉公人であり、年季もほとんどが一年季という短期であった。
- (33) 『越谷市史』一、通史上、九八三頁
- (34) 関利雄「江戸時代後半期の農村人口—蔵敷村における動態人口を中心として—」(『大和町史研究』第一号、五五頁)、同「近世後期蔵敷村の戸数と潰百姓について」(『大和町史研究』第六号、二頁〜三頁。補足しておけば、潰百姓はもとの様に復帰することができた。
- (35) 関利雄「幕末期高木村の人口問題」(『大和町史研究』第三号、二二頁)
- (36) 『新修世田谷区史』上巻、七〇三頁〜七〇四頁・七二二頁。『せたがやの歴史』一九四頁
- (37) 煎本増夫「幕末期における潰『株』百姓の存在形態—但し、武州世田谷領土野毛村の場合—」(『世田谷』第二号)。天保期を境に「潰百姓」の多くは立帰ることができた。
- (38) 伊藤好一、註(32)論文、八二頁
- (39) 横銭輝暁「江戸近郊農村における商品生産と村落構造—封建制末期における—」(『地方史研究』第五三号、三二頁。『歴史教育』第九巻一一号、三二六頁)
- (40) 文政一一年三月の宗門人別帳と照合の結果、それぞれ、持高と農間渡世(商)の関係を知らることができた。以下に述べるが、詳細は拙稿「足立郡大門宿の農間渡世について」(『埼玉地方史』第四号)を参照されたい。
- (41) 古島敏雄『近世日本農業の展開』二四八頁
- (42) 古島敏雄『近世日本農業の展開』二四八頁

- (43) 野村兼太郎編著『村明細帳の研究』一一六頁
- (44) 石井昇「幕末の農間渡世の調査―特に埼玉県を中心に―」『埼玉地方史』第三号、三一頁
- (45) 古島敏雄『前掲書』二四六頁
- (46) 八八五号
- (47) 元文元年に年貢高が低いのは、損毛引が多いからである。
- (48) 主なものは、人馬上役入銭、河岸場助成、秣場地代・村持地代等である。
- (49) 「御用宿・御休」は見分役人などの宿泊に関係があり、「雑用代」とは道中奉行・支配役所への年礼あるいは宿村役人が江戸へ出向いたときの諸経費であり、「出役」は隣宿・在方に出向いたときの経費である。
- (50) 児玉幸多、前掲論文、一八頁以下
- (51) 佐々木陽一郎、前掲論文、六八頁
- (52) このような比較については、福山昭、註(15)論文、六三頁。菅原憲二、註(16)論文『ヒストリア』第六二号、四九頁)によって、それぞれ「性急な判断を下すことを避けねばならない」、「換算すること自体に問題がある」という批判がある。このことを念頭に置きつつも、年貢量との比較を試みておく。
- (53) 児玉幸多、前掲論文、八頁
- (54) 上杉允彦、前掲論文、一四五頁
- (55) 佐々木陽一郎、前掲論文、六六頁
- (56) 福山昭、註(15)論文、六二頁
- (57) 各事件の経過および訴訟については後日を期したい。なお、宿村入用のほかに鷹場入用などもあり、合わせて検討を要するが、今後の課題とした。

- (58) 未納した直前には「高」を持っていたと考えてよいであろう。
- (59) 後筆と思われるが、皆済した者には○印が付けられていて「済」の文字がある。
- (60) 地借は「高」を所持する場合もあるので、村入用未納者として現われても問題とはならない。
- (61) 後筆によって皆済の旨が記されている。ただし、○印が付けられて「済」の文字がある場合と○印のみの場合とがある。後者も同等にみなしてよいと思われる。
- (62) 五八〇号
- (63) 一五五八号
- (64) 六八一号。これには表紙に「下組」と記してある。
- (65) 八八九号
- (66) 寛政期以降天保中期の村入用に関する幕府の法令は、入用の増大が農民の疲弊をもたらした年貢収納にも差し支えるので、その削減および節約を指示しているが、効果は一時的であったといわれる(菅原憲二、註10論文、六一頁)。大門宿の場合も同様であったといえる。

## 附記

本稿を作成するにあたり、御指導いただいた村上直先生に謝意を表します。